

# 小樽商科大学附属図書館運営委員会規程

(昭和47年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、小樽商科大学附属図書館規程第4条第2項の規定に基づき、小樽商科大学附属図書館運営委員会（以下「委員会」という。）に関する必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 附属図書館の将来計画、収書方針等運営の基本方針に関すること
- (2) 附属図書館の施設及び設備の整備方針に関すること
- (3) 附属図書館の予算に関すること
- (4) 附属図書館で購入する図書館資料の選定に関すること
- (5) 附属図書館が行う図書館資料の展示、公開に関すること
- (6) その他附属図書館の運営に関すること

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 附属図書館長
- (2) 学術情報課長
- (3) 各学科及びアントレプレナーシップ専攻から選出された教授、准教授又は講師 7名

(委員の任期)

第4条 前条第3号の委員の任期は、2年とする。

2 前項の委員に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、附属図書館長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集しその議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要に応じ委員以外の者の出席を認め、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、学術情報課が行う。

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和47年4月1日から施行する。
- 2 附属図書委員会規程（昭和31年10月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、昭和58年3月16日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成3年10月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に改正前の規程第2条第2号の規定により選出された委員である者の任期については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成9年6月11日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に改正前の規程第2条第2号の規定により選出された委員である者の任期については、なお、従前の例による。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年6月16日から施行する。